

令和6年度包括外部監査の結果に対する措置状況について

令和6年12月20日付け神奈川県監査委員公表第20号で公表している令和6年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定による通知があつたので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年10月15日

神奈川県監査委員	大 竹 準 一
同	吉 川 知 惠 子
同	中 家 華 江
同	柳 下 剛
同	斎 藤 たかみ

国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について

公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等）

公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等）

公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）

令和6年度包括外部監査結果報告書（令和6年12月20日付け神奈川県監査委員公表第20号で公表）記載の「指摘事項」11項目全てについて、令和7年10月14日付で、次のとおり講じた措置の通知があつた。

**1 令和6年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況**

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p><b>1 指定管理業務の第三者委託について</b></p> <p>神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第15条第2項において、指定管理業務の一部を受託した第三者がさらにほかの第三者に委託することを原則禁じており、あらかじめ県が認めた場合に限って許容される旨規定されている。これは、複数の第三者が介在することによる、いわゆる利益の中抜きを防止し、もって公金を原資とした指定管理料の肥大化を防止するためである。</p> <p>そうであるにもかかわらず、県は指定管理者の管理業務の一部委託を受託した第三者からさらにはほかの第三者へ委託した場合に入手すべき協議書類を一切入手しておらず、また該当する委託の有無についての確認も行っていなかった。このような状況は、公金を原資とした指定管理料の肥大化防止の趣旨を脱却することと同義であり、県が知らないうちに再委託の再委託が無限に続く可能性すら否めないととなる。</p> <p>したがって、県は、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第15条の趣旨を十分に理解し、指定管理者を通じた協議書類を適時に受領するとともに該当する委託の有無を定期的に</p>	<p>指定管理者から第三者に対する委託が見込まれる業務については、令和7年度以降、その内容、期間、委託が必要な理由、相手方、相手方の監督方法、その他必要事項を、年度当初に一括して、指定管理者から県に報告することとした。</p> <p>なお、業務の性質により年度当初に報告することが難しいものについては、各月の月例業務報告書により報告を求ることで、委託の有無を確認することとした。</p>	文化課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>確認するなどして、再委託の妥当性について検討できる体制を構築されたい。</p> <p>(令和6年度包括外部監査結果報告書P52)</p>		
<p><b>2 アートホールの実績報告書等の公表について</b></p> <p>神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書第52条を見ると、県と指定管理者は、毎年度の実績報告書、実績報告書等をそれぞれのHPに掲載し、県民への周知に努めるべきこととされている。</p> <p>しかしながら、監査日現在、県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ（神奈フィル及び株式会社横浜アーチスト）のいずれのHPにおいても当該情報は公表されておらず、また、アートホールのHPにおいても一切情報が公表されていない。</p> <p>そこで監査人が一切の情報が公表されていない理由を県に質問したところ、県からは「公表は失念により現在指定管理者で掲載準備中です。」との回答であった。</p> <p>県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループは、まずは基本協定書に基づき、相応の期間における実績報告書等の必要な情報を迅速に公表するなどして県民への周知を徹底されたい。</p> <p>また、指定管理者制度の運用に関する指針において規定されているように、指定管理業務の実績を評価するためには事業計画書も当然に公表すべきであると考えられることから、基本協定書及び年度協定書において公表すべき情報に事業計画書が含まれている旨を明文化するとともに、適時適切な情報公開がなされているかどうかを県が確認できる体制を強化されたい。</p> <p>(令和6年度包括外部監査結果報告書P70)</p>	<p>監査の結果を踏まえ、県及び指定管理者のホームページにおいて、遅滞なく事業計画書及び実績報告の公表を行うこととした。</p> <p>また、令和7年度から令和11年度までの指定期間に係る「神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書」において、事業計画及び実績報告書等の公表を明記した。</p> <p>なお、情報公開に係る県の確認については、基本協定及び年度協定における指定管理者の提出書類や公表資料を一覧化し、それぞれの項目について、期限を定めて確認を行うことで、不履行を防止・発見できる体制を整えた。</p>	文化課
<p><b>3 津久井湖観光センター耐震性問題の抜本的かつ早急な対応について</b></p> <p>津久井湖観光センターの建物は、令和2年7月の耐震診断の結果、震度6以上の地震で倒壊又は崩壊の可能性が高い。診断結果直後の方針は耐震補強であったが、その後、相模原市への移譲で調整がなされたことから、耐震補強が保留された現在も、相模原市と調整中である。</p> <p>物産を販売する観光協会や店舗のスタッフには施設の耐震が不足していることを周知のうえ、安全対策として地震対応マニュアルを作成するとともに、2階の休憩スペースを閉鎖しているが、建物1階の店舗等は現在も利用されていることから、非常に危険な状態にある。</p> <p>令和6年7月には相模原市に、安全面を考慮し</p>	<p>施設建替えに係る交渉を終え、令和7年4月に相模原市へ譲渡した。現在、相模原市により速やかな建替えに向けた手続きが進められている。</p>	観光課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
令和6年度末をもって貸し出しを終了する旨を伝達したことであるが、当該施設について、県は抜本的な対策を早急に講じられたい。 (令和6年度包括外部監査結果報告書P107)		
<p><b>4 詳細アンケートの提出期限について</b></p> <p>指定管理者は、基本協定書に基づいて、詳細な内容のアンケートを定期的に実施し、その結果及び対応状況を取りまとめたうえ、調査終了後、一定の期間内に、県に報告書として提出しなければならない。この提出期限は、基本的には調査終了後10日以内であるが、山岳スポーツセンターのみ調査終了後30日以内と規定している。</p> <p>そこで、監査人は令和5年度の「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」が期限内に提出されているかを確認したところ、スポーツ会館及び西湘スポーツセンターが期限内に提出されていなかった。</p> <p>このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」の提出を受け、その状況を把握するとともに、必要な対応を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。</p> <p>したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」を期限どおり提出するよう指導されたい。</p> <p>(令和6年度包括外部監査結果報告書P162)</p>	<p>監査の結果を踏まえ、指定管理者に対し、「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」の提出期限の遵守について指導を行い、所属担当者と指定管理者間で意識の共有を図った。</p> <p>その結果、令和6年度においては、全ての指定管理施設の当該報告書を提出期限内に受理した。</p> <p>なお、当該報告書の提出期限については、令和5年度に遅延のあった施設において「調査終了後10日以内」としており、他の指定管理施設と比較すると期限が短く、指定管理者の事務負担が大きくなっていたことが遅延の原因の1つと考えられたため、これらの施設については、令和7年度以降の基本協定書の締結にあたり、提出期限を「調査終了後10日以内」から、他の指定管理施設と同様の「調査終了後30日以内」へと延長する見直しを行うこととした。</p>	スポーツ課
<p><b>5 資金運用規程の運用の徹底について</b></p> <p>資金運用の手続を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団資金運用規程第6条においては、資金運用を行う場合は原則として2社以上の金融機関から「提案書」を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定することとする旨が規定されている。また、同規程第9条においては、金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長は同規程第9条の各号に定める書類を作成・添付し、専務理事の決裁を得ることとする旨が規定されている。</p> <p>しかしながら、令和5年度における投資有価証券の購入及び売却の手続において、2社以上の金融機関による「提案書」の内容を比較して決定しておらず、1社からの「提案書」の内容を基に決定していた。また、金融商品を購入もしくは売却する場合に作成しなければならない書類(引合書及び引合結果表)を作成していなかった。</p> <p>この点、資金運用規程は、公益財団法人かなが</p>	<p>金融市場は変化が激しく、証券会社との取引の中で、照会から売買決定に至るまでに厳しい時間的制約がある。そこで、収益性、安全性を総合的かつ慎重に考慮の上、資金運用規程の「原則として」の取扱いの例外として対応してきた。</p> <p>しかし、監査の結果を踏まえ、当該規程の主旨を遵守するとともに、次回理事会において、例外として対応してきた部分について、状況に応じた手続きが選択できるよう規程に明文化する方向で検討を行うこととする。</p>	K I F (国際課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>わ国際交流財団（以下「K I F」という。）の基本財産及びその他の財産の資産価値の維持を図ること等を定めた重要な規程であると考える。</p> <p>したがって、金融商品を運用する場合においては資金運用規程に定められた手続の運用を適切に行うよう徹底されたい。</p> <p>（令和6年度包括外部監査結果報告書P167）</p>		
<p><b>6 起案書における必要事項の未記載について</b></p> <p>K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。</p> <p>そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書において、決裁日や文書管理番号の記載がないものが散見された。</p> <p>この点、決裁日や文書管理番号の不記載は、文書の信頼性の低下を招き、関係者の誤解や混乱を招く恐れがある。</p> <p>したがって、K I Fは、投資有価証券を購入及び売却する場合の起案書について、決裁日や文書管理番号等の記載事項について、記載漏れがないよう徹底されたい。</p> <p>（令和6年度包括外部監査結果報告書P168）</p>	<p>起案書の稟議の過程で、複数の職員が起案書に記載漏れがないよう都度確認を行うことによりチェック体制を強化し、再発防止に努めていく。</p>	K I F (国際課)
<p><b>7 財務規程の運用の徹底について</b></p> <p>財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第21条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。</p> <p>しかしながら、K I Fでは小口現金の残高照合を毎日行わず、小口現金の使用や戻入等の入出金があった日のみ残高照合が行われていた。</p> <p>この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがある。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要であり、財務規程第21条で定められている金銭の残高照合は出納事務の正確性を担保するための重要な手続である。</p> <p>したがって、小口現金の残高照合については、財務規程第21条で定められた手続を適正に行うよう徹底されたい。</p> <p>（令和6年度包括外部監査結果報告書P171）</p>	<p>実務上の現金出納の頻度が極めて低いことを踏まえ、小口現金の使用頻度を検証し、これを保有し続けることの意義と事務管理コスト（職員の時間コスト）を比較考量することで、財務規程第21条に定められた手続きと従前の事務とを再検証し、より適切な事務の在り方を検討していくこととする。</p>	K I F (国際課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p><b>8 収支計画及び収支決算書の人物費について</b></p> <p>文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第11条第1項及び第2項に基づいて、指定管理業務を行うに当たっては、毎年度、収支計画を作成し、県に提出している。また、文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第47条第1項に基づいて、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書含む。）及び財務書類等を県に提出している。</p> <p>監査人が文学振興会の令和5年度の収支計画及び収支決算書を確認したところ、人物費支出について、租税公課である支払消費税が含まれていることを識別した。理事会で承認される正味財産計算においても人物費が計上されているが、この人物費には消費税が含まれていないため、県に報告した収支決算書の人物費と金額的に一致していないことになる。</p> <p>したがって、文学振興会は、今後、県への実績報告書に添付する資料として収支計画及び収支決算書を作成する際、人物費に消費税を含めないこととされたい。</p> <p>（令和6年度包括外部監査結果報告書P183）</p>	<p>これまで、他の費目と区分する意図から、人物費の費目に消費税を計上していたが、令和6年度以降の実績は、租税公課として別科目を設け報告書を作成し、人物費に消費税を含めない形式で県に資料を提出することとした。</p>	文学振興会 (文化課)
<p><b>9 理事会における理事の職務の執行状況の報告の必要性について</b></p> <p>文学振興会は、定款第32条第5項において、理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと規定している。しかしながら、監査人が令和5年度に開催された理事会の議事録を確認したところ、理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況に関する記載が無かった。</p> <p>そもそも、文学振興会の定款第32条第5項の規定が理事会において理事の職務執行の報告を求めているのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第2号の規定が理事会に「理事の職務の執行の監督」を求めているからに他ならない。理事の職務には、法人の出納その他の業務が当然に含まれる。特に、重要な財産の処分や譲り受け、多額の借財等の財産に関する事項が生じた場合には、理事会で事前に承認を得たうえで、その職務を執行しなければならない。</p> <p>したがって、文学振興会の業務執行を実施する理事長、副理事長及び専務理事は、定款第32条第5項の規定に基づいて、定期的に自己の職務の執行の状況を理事会に報告されたい。</p> <p>（令和6年度包括外部監査結果報告書P185）</p>	<p>理事長、副理事長及び専務理事は、引き続き、理事会において定期的に自己の職務の執行状況を報告するとともに、今後はその内容を議事録に記録として残すこととした。</p>	文学振興会 (文化課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p><b>10 評議員、理事及び監事の変更登記遅延による財務責任の所在について</b></p> <p>文学振興会は、評議員、理事及び監事の改選があった場合には、定款第16条第3項及び第31条第7項の規定に基づいて、2週間以内に、これを変更登記することが必要である。しかしながら、令和5年5月24日に開催した評議員会において、評議員、理事及び監事の選任を決議しているにもかかわらず、その変更登記が令和5年6月20日になされている。</p> <p>このような事態は、事業報告書及び決算報告書等の作成・公表に責任を負う評議員、理事及び監事について、責任の所在が不明確な期間が想定よりも生じていることになる。</p> <p>したがって、文学振興会は、評議員、理事及び監事に異動があった場合、定款第16条第3項及び第31条第7項の規定に基づいて、2週間以内に変更登記をすることとされたい。</p> <p>（令和6年度包括外部監査結果報告書P187）</p>	今後は定款に則り、期限内の変更登記を徹底することとした。	文学振興会 (文化課)
<p><b>11 役員報酬について</b></p> <p>公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条各号に定める、いわゆる公益認定基準を満たす必要がある。認定法第5条第13号においては、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、（中略）不当に高額なものとならないよう、役員報酬の支給基準を定めることが規定されている。したがって、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の一つとして、重要な勘定科目である。</p> <p>また、公益法人会計基準の第5財務諸表の注記の（14）において「関連当事者との取引の内容」に関する規定が定められている。これに関して、当該基準の注解（注17）の3の（2）においては、役員報酬（報酬、賞与及び退職慰労金等）の支払いを「関連当事者との取引の内容」の注記対象から除外する旨が規定されている。このようなことから、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の観点のみでなく、会計の観点からも重要な勘定科目である。したがって、役員報酬とそれ以外は明確に区別することが必要であると考えられる。</p> <p>芸術文化財団の令和5年度の役員報酬は、事業費で45,675千円、管理費で1,573千円、合計47,248千円である。この事業費の役員報酬の内訳は、公益目的事業40,928千円及び収益事業4,747千円である。</p> <p>しかしながら、監査人は芸術文化財団の令和5年度の役員報酬のうち事業費45,675千円の中には、理事、監事及び評議員ではない者、すなわち芸術監督及び芸術参与に対するものが含まれていることを</p>	令和6年度決算から、芸術監督及び芸術参与に対する支払いは、正味財産増減計算書の「委託費」科目に分類することとし、「役員報酬」科目から除外することとした。	芸術文化財団 (文化課)

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>識別した。芸術監督及び芸術参与は個人として芸術文化財団との間で業務委託契約を締結している。</p> <p>したがって、芸術文化財団は、公益認定基準及び公益法人会計基準の観点から、正味財産増減計算書の「役員報酬」として、芸術監督及び芸術参与に対するものを除外することとされたい。</p> <p>(令和6年度包括外部監査結果報告書P195)</p>		

(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知のとおりに記載している。